

意見書案第 1 4 号

マイナンバーカードと被保険者証の一本化に反対する意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

令和 4 年 1 2 月 1 3 日 提出

提 出 者 中間市議会議員 柴 田 芳 信

賛 成 者 中間市議会議員 田 口 澄 雄

マイナンバーカードと被保険者証の一本化に反対する意見書

政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードを保険証として利用する方針を発表しました。

これまで、マイナンバーカードは番号法第17条第1項等で、本人の申請により交付するとされていたために、取得は任意でした。しかし、マイナ保険証に一本化されれば、日本は皆保険の国ですから、マイナンバーカードの取得が事実上義務化されることとなります。

マイナンバーカードの電子証明書を利用する際に、3度続けてパスワードを間違えるとこの機能が使えません。カードを紛失した場合は再発行してもらわないと保険診療が受けられないなどの問題があります。

一番の問題は、このカードは本人確認が厳格なため、市役所等に行って対面で確認しないと交付されないことです。寝たきりの人や認知症の人とかは、カードの取得自体が困難です。その後も5年後の更新がありますから、そのたびに市役所等に行く必要があります。

これまでの保険証は郵送されてきましたから手間はかかりませんでした。

そもそもマイナンバーカードは、秘密とすべきマイナンバーが記載されていることから、本来それを保険証や運転免許証と持ち歩くことが予定されていないものでした。

また、カードに記載された性別は、性同一性障がい者に対して、その取得強制により激しい精神的苦痛を与えるという問題もあります。この様な中で手続きを強制できないということから、マイナンバーカードは、任意取得の原則がとられていました。

取得したくないという人に取得を事実上強制することは、個人の尊厳・個人の意思尊重を保証する憲法第13条にも違反すると言わざるを得ません。

政府は、何でもこのカード1枚で行うようにしようとしています。しかしそれは、私たちのさまざまな行動履歴情報が全て電子証明書の個人識別符号にひも付けられていくことになり、「監視社会化」の危険性をもたらします。

よって、政府に対し、プライバシー保護の観点からマイナンバーカードと被保険者証の一本化に反対いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月13日

中間市議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
総務大臣 松本 剛明 様

厚生労働大臣	加藤	勝信	様
法務大臣	齋藤	健	様
衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	尾辻	秀久	様